

択伐届出書（人工林）・間伐届出書記入例

保安林（保安施設地区）内択伐届出書 ※3

平成〇年〇月〇日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

住 所
届出人氏名

益田市昭和町13-1
株式会社 益田農林
代表取締役 益田太郎

印

次のとおり森林の立木を択伐（間伐）のため伐採したいので、森林法第34条の2第1項（同法第44条において準用する同法第34条の2第1項）（森林法第34条の3第1項（第44条において準用する同法第34条の3第1項））の規定により届け出ます。

保安林（保安施設地区）の指定の目的					水源の涵養 ※1							
森林の所在場所					伐採樹種	伐採をしようとする立木の年齢	伐採立木材積	伐採箇所の面積	伐採方法	伐採の期間	森林経営計画の有無	備考
市郡	町村	大字	字	地番								
益田市	美都町	坂井川		1207 ※2	スギ・ヒノキ	45～60年生	550.00 m ³ ※4	6.9800ha	単木	H〇.〇.〇 ～ H〇.〇.〇 ※5	有	
〃	〃	〃		1212	スギ	41～45年生	105.00 m ³	2.0700ha	帯状	〃	〃	

- ※1 指定目的は保安林の種類によって変わります。
- ※2 地番や林小班が複数ある場合はすべて記入してください。
- ※3 間伐の場合は、間伐届出書としてください。
- ※4 択伐の場合：伐採対象区域の立木材積の30%以内の範囲で伐採できます。植栽が義務付けられている森林内では40%まで伐採可能です。指定施業要件を確認ください。
間伐の場合：伐採対象地区の立木材積の20%または35%以内の範囲で伐採できます。間伐率をご不明な場合は西部農林振興センターへお尋ねください。
- ※5 伐採開始日の90日前から20日前までに提出してください。具体的な開始日が未定の場合は、“許可日”でも可能です。期間は伐採を開始する年度の3月31日までです。